

平成27年11月24日

香春町教育委員会 殿

香春町立小中学校再編推進審議会
会 長 平 部 康 子



香春町立小中学校再編整備について（第1次中間答申）

香春町立小中学校再編推進審議会は、平成27年6月25日、香春町教育委員会から「香春町立小中学校再編整備に関する諮問について」を受け、鋭意審議を行った結果、別添のとおり第1次中間答申をいたします。

香春町立小中学校再編整備について

(第1次中間答申)

平成27年11月

香春町立小中学校再編推進審議会

はじめに

平成27年6月、香春町立小中学校再編推進審議会（以下「審議会」）は、香春町教育委員会から香春町立小中学校再編整備に関して諮問を受け、主に次の3点について検討を行った。

- 1 小中一貫教育について
- 2 建設候補地について
- 3 通学方法について

本審議会は、小学校区区長会代表、小中学校PTA代表、保育所（園）保護者代表、幼稚園保護者会代表、小中学校長、筑豊教育事務所、学識経験者から構成される計23名であり、審議の中に広く住民の意見を反映できるものとなっている。

審議会では、上記3点の諮問事項が香春町の学校再編を検討する上で最重要課題であることを認識し、香春町の現状、児童・生徒数の推移、学級数の推移、保護者へのアンケート結果、学校再編住民説明会の意見等の資料を参考にしながら調査検討を行ってきた。

本内容は、教育上の観点から、子どもたちにとって最善の選択とは何かを考え、子どもたちの将来に視点をおき、審議会で議論した結果をまとめたものである。今後、広く香春町民の理解を得て、子どもたちの教育環境の整備及び学校教育の充実にいかされることを期待し、ここに「中間答申」として報告する。

なお、学校再編事業の実施については、住民への情報提供及び説明を迅速、丁寧に行い、相互理解を深めながら進めていくことを期待する。

また、学校再編後の跡地については、今後、コミュニティ活動の中核、人口増政策への役割が期待される場所である。よって、具体的な利活用方法を検討し、地域住民と十分に意見交換を行うことが喫緊の課題であると考えられる。

目 次

I 審議結果

1. 小中一貫教育について

(1) 審議の主な内容	3
(2) 審議結果	3
(3) 付帯意見	3

2. 建設候補地について

(1) 審議の主な内容	4
(2) 審議結果	6
(3) 付帯意見	6

3. 通学方法について

(1) 審議の主な内容	7
(2) 審議結果	7
(3) 付帯意見	7

II 資料

1. 諮問文	9
2. 香春町立小中学校の現状	10
3. 小中学校等敷地面積・道路幅員	12
4. 審議会要綱	13
5. 審議会委員名簿	15
6. 審議会開催経過	16

I 審議結果

1. 小中一貫教育について

(1) 審議の主な内容

香春町の教育において、次代を担う子どもたちを育成するには、どうしたらよいかを検討した。

まず、①児童生徒の身体的・精神的発達が2～3年早まっていること、②小6から中1に進学する際、学習や生活の変化になじめず、不登校・いじめが増加する「中1ギャップ」への対応が必要であること、③小学校4年生を境に学習内容が難しくなり、学力差が現れはじめる「小4の壁」への対応が必要であること、④小4から小5へ上がる段階での自尊感情の低下に対する対応が必要であること等を中心に、小中学校9年間の「学習面」と「生活面」の連続性を重視した教育内容の検討を行った。

その結果、小中一貫教育を導入することにより、小・中学校間の「段差」を縮小し、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力といった3つのバランスのとれた「生きる力」を育てていくことが可能であり、子どもたちの発達段階に応じて、9年間を一体として捉えていくことが不可欠であるとの結論に達した。

(2) 審議結果

以上の審議経過を経て、本審議会では諮問事項「小中一貫教育」に関して、次のとおり答申する。

「小中学校が同一敷地内、施設一体型となった学校」を設置し、9年間を通じた教育課程の編成及び指導計画を作成し、系統的な教育を実施していくことが適切であると考えます。

(3) 付帯意見

- ①児童生徒及び教員の相互交流をさらに発展させ、小中一貫教育の導入に備えること。
- ②開校前後においても児童生徒及び教職員に混乱が生じぬよう、小中一貫教育の安定向上ができる体制を整えること。
- ③学年の区切りについては、「中1ギャップ」、「小4の壁」といった諸問題を解消できるよう、発達段階に応じた指導ができる体制を整えること。
- ④転出入する児童生徒が学習面等で遅れることのないよう、相手校との連絡を密にするなど、工夫をすること。
- ⑤教科担任制の導入学年、教科等については、専門部会で十分に検討すること。

2. 建設候補地について

(1) 審議の主な内容

候補地については、立地条件等を総合的に勘案し、町全域の中から児童生徒の教育を行う上で最も望ましいと思われる場所について検討を行った。

まず、学校用地として新たに民有地を用地買収して建設することは、多額の費用がかかることが予想され、町の財政状況をみても望ましくないことから、検討の対象外にすることとした。

そして、現在の4小学校2中学校の敷地、また県有地である旧田川農林高校敷地の中から絞り込みを行うため、7つの条件を設定した上で、利点と課題を下記の通り整理して検討を行った。

①候補地とする条件

候補地とする条件は次のとおりとする。

条件1

同一敷地内、施設一体型となった学校であるため、余裕を持った敷地面積が確保できる場所であること（30,000㎡以上）。

条件2

児童生徒の通学路等で安全が確保できる場所であること。

条件3

児童生徒の負担を軽減するため、通学距離を最短にできる場所であり、現在の6小中学校の中心で集まりやすい場所であること。

条件4

スクールバス発着の利便性を考え、バス駐車場が確保できる広さがあること。

条件5

登下校時には、多くのスクールバスが行き来するので、周辺道路の幅員が確保できる場所であること。

条件6

緊急時の避難場所でもあるため、災害時、水害等の危険性が少ない場所であること。また、緊急車両の乗り入れが容易な場所であること。

条件 7

周辺公共施設の駐車場の活用ができる場所であること。

②候補地の検討

香春小学校

校舎は平成 7 年度に建築されたものであり比較的新しいため、改修増築で対応できるメリットがあるが、学校敷地面積が不足しているため、新たな用地買収を行う必要がある。

隣接している道路幅員が 5 m 前後と狭く、スクールバスの運行が困難。

勾金小学校

学校敷地面積が不足しているため、新たな用地買収を行う必要がある。

隣接している道路幅員が 5 m 前後と狭く、スクールバスの運行が困難。

中津原小学校

学校敷地面積が不足しているため、新たな用地買収を行う必要がある。周辺の農地を買収することになり、基幹産業である農地の減少が危惧される。また、御祓川方面からのスクールバスの進入は困難。

採銅所小学校

校舎は平成 19 年度に建築されたものであり比較的新しいため、改修増築で対応できるメリットがあるが、学校敷地面積が不足しているため、新たな用地買収を行う必要がある。

隣接している道路幅員が 5 m 前後と狭く、スクールバスの運行が困難。

香春中学校

国道 322 号線からの出入り口を新設すれば、利便性は高まるというメリットはあるが、学校敷地面積が不足しているため、新たな用地買収を行う必要がある。

勾金中学校

再編対象校6校中、採銅所小を除いた5校の半径2km圏内であるため、集まりやすい場所に位置しているといえる。平成31年度を供用開始目標とする国道322号バイパスに隣接しており、スクールバスの乗り入れが可能。また、緊急時の避難場所でもあるため、緊急車両の乗り入れにも適している。

学校敷地面積が十分確保でき、小中校舎の建設が可能のため、新たな用地買収が不要である。小中が同一場所に建設できるため、小中連携体制が可能。

デメリットは、国道隣接による交通安全、騒音、排気ガス対策を検討する必要がある。

田川農林高校跡地

学校敷地面積が十分確保でき、小中校舎の建設が可能であるが、県有地であるため、福岡県との協議が必要となる。

学校へのアクセスは、周辺道路に狭い箇所があるため、複数台のスクールバスの乗り入れが比較的難しく、地域住民の安全確保、渋滞緩和を検討する必要がある。

(2) 審議結果

以上の審議経過を経て、本審議会では諮問事項「建設候補地の選定」に関して、次のとおり答申する。

小中学校の建設候補地については、条件から総合的に判断し、「現在の勾金中学校用地」が適切であると考える。

(3) 付帯意見

- ①周辺区との調和や、環境の保全に留意した計画とすること。
- ②災害時の避難場所として、機能する造成とすること。
- ③新校舎建設中における勾金中学校生徒の教育環境面での配慮、工事車両等に関する安全面での配慮を行うこと。
- ④工事に入る前は、事前に周辺区住民との調整を行い、工事車両走行時における騒音、振動、安全面での対策を行うこと。
- ⑤国道322号バイパス隣接による交通安全面、騒音、排気ガス等の対策を適切に行うこと。

3. 通学方法について

(1) 審議の主な内容

校区が町全体で1つになることにより、遠距離・長時間通学になる児童生徒がでてくる。国が示している基準では、「通学時間はおおむね1時間以内」となっており、香春町全域でこの基準を満たすには、スクールバスの運行を基本とした通学方法を検討する必要がある。

また、小学校低学年児童が、高学年と同じ距離を徒歩通学できるかという点では、防犯及び交通安全上難しい面もある。よって、通学区分（徒歩、自転車、スクールバス）については、距離及び学年に応じて専門部会等で柔軟に検討していく必要があるとの結論に達した。

(2) 審議結果

以上の審議経過を経て、本審議会では諮問事項「通学方法について」に関して、次のとおり答申する。

遠距離・長時間通学対応として、「スクールバスを基本とした通学方法」が適切であると考ええる。

(3) 付帯意見

- ①スクールバス送迎に関する乗車時間は最短にできるよう工夫すること。
- ②スクールバス運行実施については、専門部会を設置し検討すること。
- ③子どもの体力が低下しないよう、ある程度の距離は徒歩で通学させる等、工夫をすること。
- ④徒歩で通学する児童生徒の安全確保のため、通学路の整備を行うこと。
- ⑤障がいのある児童生徒が遠距離通学となることについて、柔軟な対応を行うこと。
- ⑥登下校のスクールバス運行時間については、保護者及び児童の負担を軽減できるよう、工夫をすること。

II 資 料

1. 諮問文

香 教 学 庶 第 1 5 号
平 成 2 7 年 6 月 2 5 日

香春町立小中学校
再編推進審議会会長 殿

香春町教育委員会
教育長 林 忠良

香春町立小中学校再編整備に関する諮問について

このことについて、下記理由を付して諮問いたします。

1. 諮問事項

- ①現在の町立4小学校・2中学校を1小学校・1中学校に再編する総合的な検討及び計画策定に関すること。
- ②上記再編計画策定に係る具体的な方策に関すること。

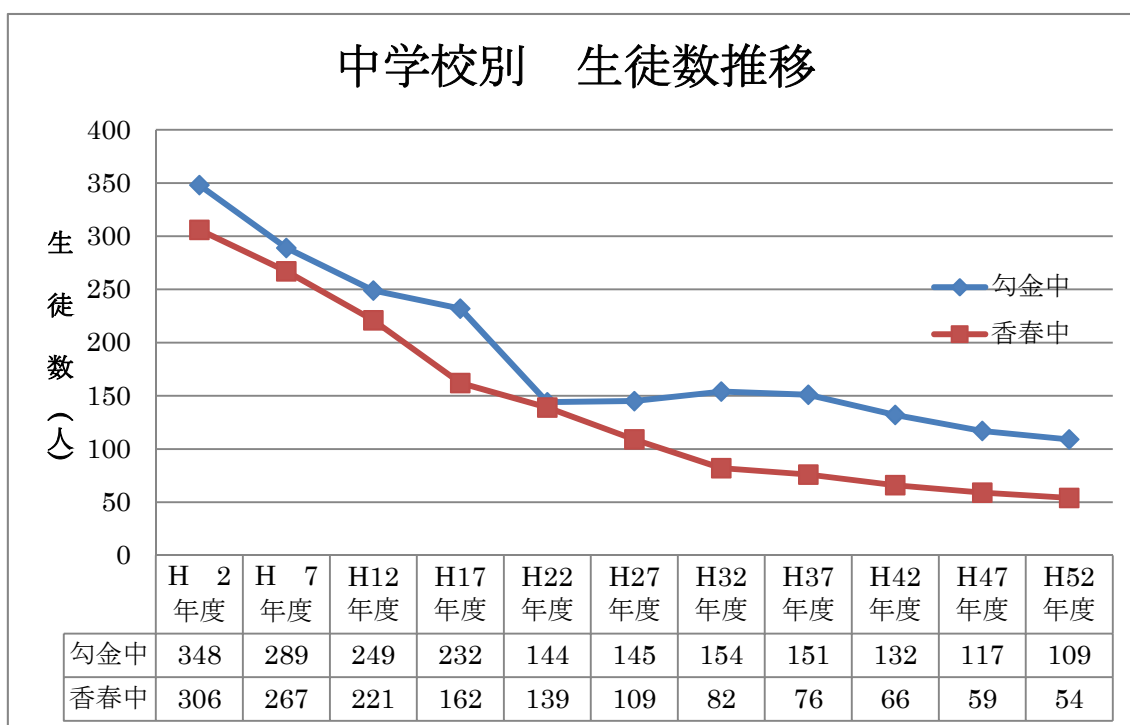
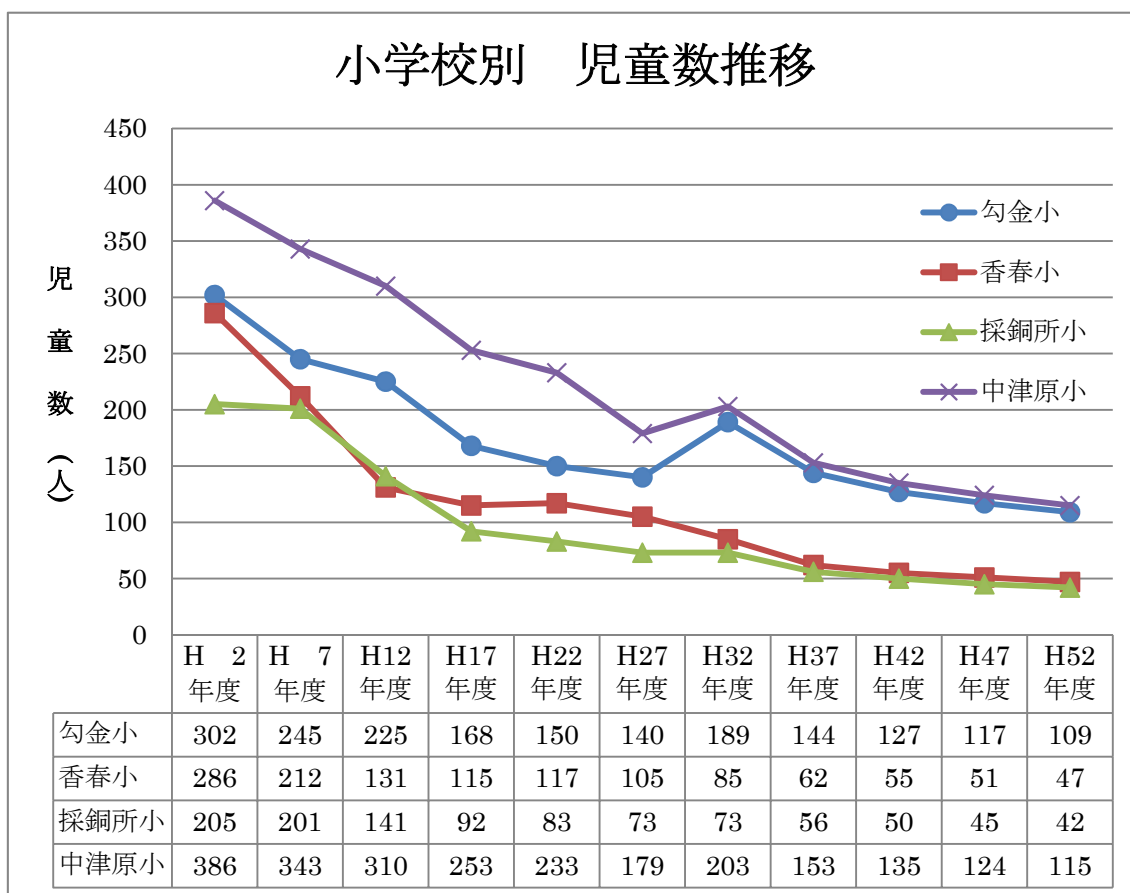
2. 諮問理由

全国的な少子化が進展する中であって、香春町でも、児童生徒数は年々減少し、推計では平成37年に複式学級が見込まれる学校があります。

このような傾向が続くと、学習指導面、集団活動を通しての社会性や協調性の育成等、学校における教育活動が十分に行えない状況が生まれてくるのが考えられます。よって、学びあう機会が平等になるよう、香春町として望ましい教育環境を確保・充実することが喫緊の課題となっております。

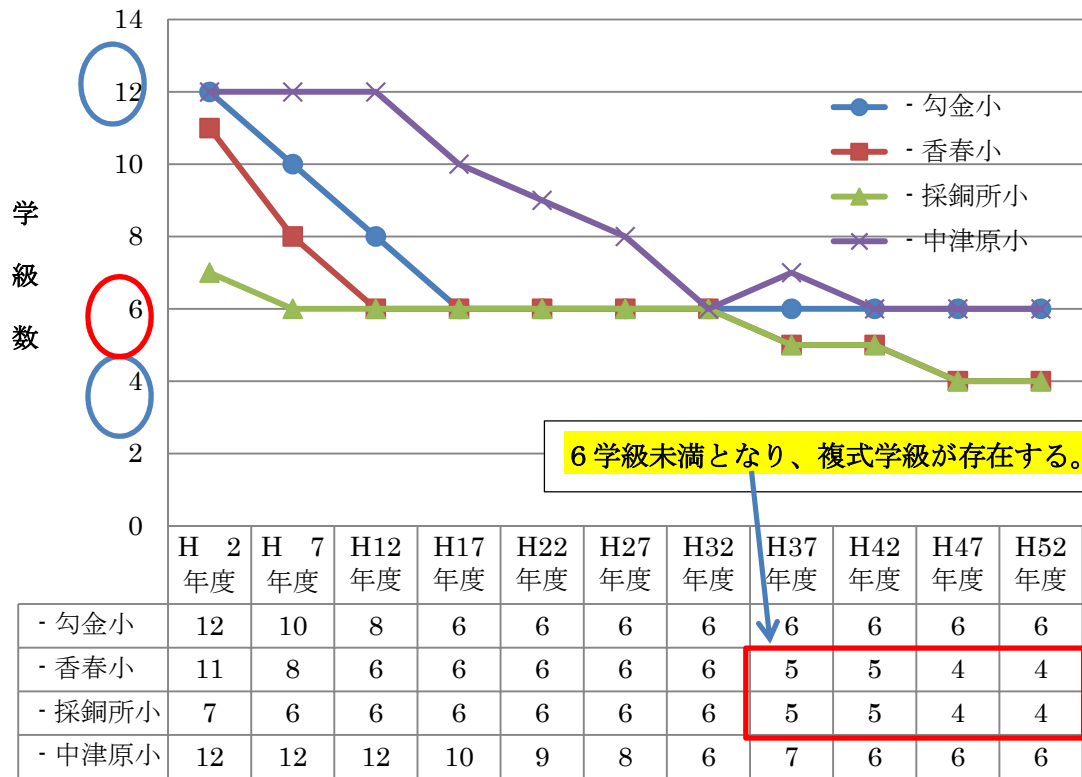
そこで、第4次行政改革大綱にありますように、現在の4小学校・2中学校を再編し、平成32年4月開校を目標に1小学校・1中学校を新設することについて、香春町立小中学校再編推進審議会において総合的にご検討いただき、再編計画及び具体的な方策についてご答申いただきますよう諮問いたします。

2. 香春町立小中学校の現状



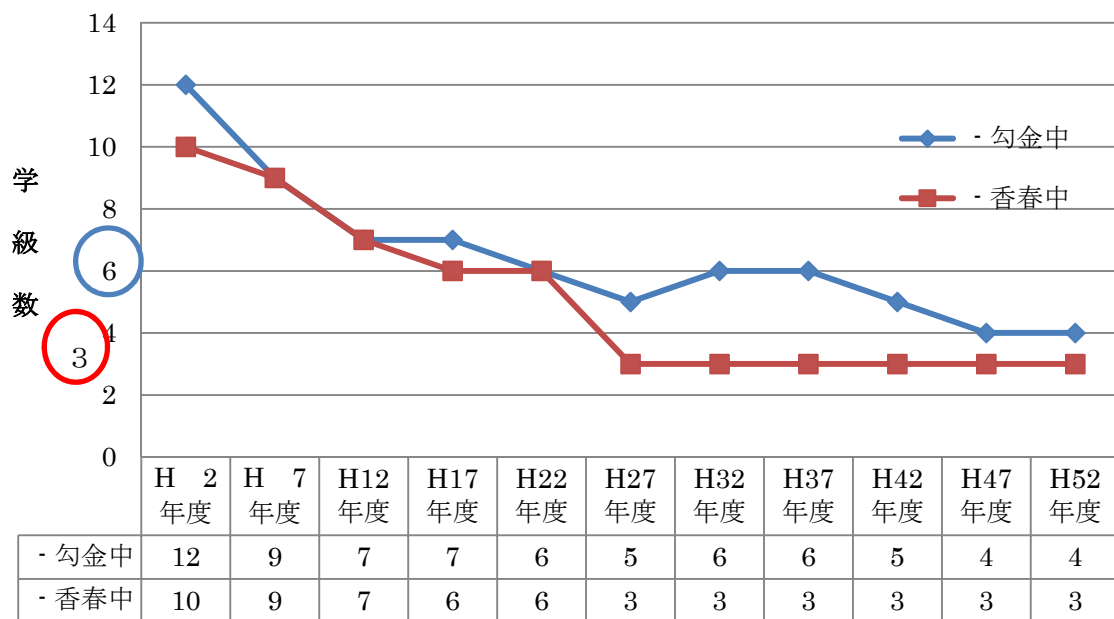
※平成 27 年度までは実績値、平成 32 年度以降は推計値。

小学校別 学級数推移



6学級未満となり、複式学級が存在する。

中学校別 学級数推移



※平成 27 年度までは実績値、平成 32 年度以降は推計値。

3. 小中学校等敷地面積・道路幅員

		学校敷地面積 (㎡)	接道幅員 (m)	学校敷地面積の 計測方法
小 学 校	香春小	15,725	4.31～5.96	国土調査面積 (H28年度確定予定)
	勾金小	14,028	4.05～5.40	※図面による計測
	中津原小	21,736	4.10～6.10	※図面による計測
	採銅所小	9,258	4.62～5.50	国土調査確定面積
中 学 校	香春中	12,476	4.00～5.00	国土調査面積 (H28年度確定予定)
	勾金中	42,984	7.67～11.20	※図面による計測 ※給食センター敷地 (1,792㎡)を含む
田川農林高校跡地		65,592	4.00～6.50	

4. 審議会要綱

香春町立小中学校再編推進審議会設置要綱

(目的)

第1条 香春町立小学校4校を1校, 中学校2校を1校, それぞれ新設し, 小中一貫教育学校も視野に入れた再編をするため, 地域代表者並びに保育所(園), 幼稚園, 小学校及び中学校保護者代表者並びに学校代表者が, 町及び教育委員会と連携を図り, 第2条に掲げる所掌事項について調査・審議し, 学校再編を推進することを目的として, 香春町立小中学校再編推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は, 香春町教育委員会の諮問に応じ, 次に掲げる事項について, 調査・審議し, 答申する。

- (1) 小学校4校を1校, 中学校2校を1校, それぞれ新設し, 小中一貫教育学校も視野に入れた施設整備に関する事。
- (2) 校名, 校章, 校旗, 校歌, 校則及び校訓等に関する事。
- (3) 通学路の整備に関する事。
- (4) 制服及び体操服等に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか, 審議会が必要と認める事項に関する事。

(委員)

第3条 審議会は, 委員24人以内で組織する。

2 委員は, 次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 各小学校区の行政区長等の代表者 1人
- (2) 各小・中学校PTA代表者 1人
- (3) 各保育所(園)保護者会代表者 1人
- (4) 幼稚園保護者会代表者 1人
- (5) 小・中学校長 6人
- (6) 福岡県教育委員会の職員 1人
- (7) 学識経験者 1人

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし, 選出団体からの承認があれば, 再任することができる。

2 欠員が生じた場合の任期は, 前任者の残任期間とする。

3 第2条の所掌事務がすべて完了したときは, 任期中であっても委員としての任期は終了する。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、会長が議長となり議事を進行する。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に、専門の事項を調査・検討させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、教育委員会が委嘱する。
- 3 専門部会の委員の任期は、当該専門の事項に関する調査・検討が終了するまでとし、欠員が生じた場合の補充委員は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会学校再編準備室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

5. 香春町立小中学校再編推進審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

	選出区分	所 属	氏 名
1	学識経験者	福岡県立大学	平部 康子 ◎
2	福岡県教育委員会	筑豊教育事務所	森 秀二
3	小学校区区長代表	香春小学校区	建部 正志
4		勾金小学校区	岡 つぐみ
5		中津原小学校区	大野 和広
6		採銅所小学校区	本田 光男 ○
7	中学校長	香春中学校長	三賀山 宏
8		勾金中学校長	川浪 修司
9	小学校長	香春小学校長	高瀬 美智也
10		勾金小学校長	辻 眞作
11		中津原小学校長	小峠 英人
12		採銅所小学校長	堺 裕明
13	PTA 中学校代表者	香春中学校	神崎 智賀治
14		勾金中学校	牧 有
15	PTA 小学校代表者	香春小学校	瀧川 大輔
16		勾金小学校	岩谷 裕子
17		中津原小学校	北原 正
18		採銅所小学校	高尾 和樹
19	保育所(園) 保護者代表	香春保育所保護者会	藤田 智恵
20		勾金保育所保護者会	柳生 愛
21		採銅所保育所保護者会	加々見 智美
22		社会福祉法人中津原会 保護者代表	上村 麻衣子
23	幼稚園 保護者会代表	香春幼稚園後援会	矢野 あかね

◎会長、○副会長

6. 審議会開催経過

	開催日	主な内容
1	H27.6.25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状の交付 ・ 諮問 ・ これまでの経過報告 ・ 国の動向と香春町の現状 ・ 基本方針について ・ 今後の予定
2	H27.7.28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再編に関するアンケート調査結果について（報告） ・ 小中学校建設候補地の検討について ・ 通学方法の検討について ・ 住民説明会の日程について
3	H27.8.21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中一貫教育について ・ 学校再編住民説明会の内容について
4	H27.9.30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校再編住民説明会での意見等について（報告） ・ 香春町小中一貫教育推進基本方針（案）について ・ 第1次中間答申骨子（案）について ・ 先進地視察について
視察	H27.10.22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進地視察 穎田小中一貫校、嘉穂小学校
5	H27.10.28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1次中間答申項目について ・ 第1次中間答申（案）について
6	H27.11.6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1次中間答申（案）について
7	H27.11.24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1次中間答申（案）の決定 ・ 教育長への答申